

ID: 142

担当部署: 教育委員会 生涯学習課 文化振興係

処分の概要	展示品等の存置の許可		
例規名 根拠条項	名寄市民文化センター条例施行規則 第13条		
例規番号	平成18年教育委員会規則第56号		
<p>【根拠条文】 (展示品等の存置) 第13条 利用者は、展示品等を利用時間以外に文化センター内に存置しようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	年 月 日